和歌山県監査公表 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。)第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成 22 年 10 月 15 日

和歌山県監査委員 楠本 隆 和歌山県監査委員 足立 聖子 和歌山県監査委員 尾﨑 太郎 和歌山県監査委員 角田 秀樹

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

- 第1 監查請求
  - 1 請求人

省略

2 請求年月日

平成 22 年 8 月 6 日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

知事は、仁坂吉伸知事に対し、次表の賦課・徴収懈怠損害金一覧表の合計金1億7,848万3,400円及び、同一覧表中「年度」欄記載の各年度に対応する当時の知事に対し、同一覧表中「年度」欄記載の各年度に対応する「金額」欄記載の各金員の損害賠償請求をせよとの措置を講じるよう知事に勧告することを求める。

賦課・徴収懈怠損害金一覧表

年度	金額
平成15年度	23, 524, 700
平成16年度	23, 206, 700
平成17年度	22, 884, 300
平成18年度	22, 550, 700
平成19年度	22, 321, 100
平成20年度	22, 274, 000
平成21年度	21, 357, 100
平成22年度	20, 364, 800
計	178, 483, 400

# (2) 請求の理由

## ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(4) 仁坂吉伸知事

仁坂吉伸知事は、現職の和歌山県知事であり、「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(以下「ビッグ愛」という。)」の和歌山市に対して交付漏れしていた国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)について、同交付金を同施設利用者らに賦課・徴収することを懈怠(ただし、知事就任時の年度分)するとともに、同賦課・徴収することを懈怠した当時の責任者らに損害を回復させるための賠償請求をせず財産の管理を懈怠した最終責任者である。

- イ 違法・不当な公金賦課・徴収の懈怠
  - (ア) 平成22年4月に公表された平成21年度包括外部監査結果報告書により、次の事実が判明
    - a すなわち、県は、県有施設であるビッグ愛に関する平成19年度以前に係る和歌山市に対

して交付すべき交付金について、本来各年度に支払うべきものを失念していたため、平成15年度分から平成20年度分までの計約1億3,676万円を一括して平成20年度に和歌山市に支払い、その支払金を県民の血税で負担していたこと。

- b 上記金員を一括して支払うに至った経緯が次のとおりであったこと。
  - ・平成19年7月上旬 和歌山市財政局税務部資産税課担当者の来県により、交付金の支払漏れがあるかもしれない旨を認識
  - ・平成 19 年 8 月 30 日 和歌山市より、「交付金に係る固定資産通知書(固定資産異動通知書)」を受領
  - ・平成19年9月~10月 交付金対象資産及び評価額の調査を実施
  - ・平成19年11月29日 県知事から和歌山市長に「固定資産通知書」を提出
  - ・平成20年4月15日 和歌山市より「交付金請求書」を受領
- c このことについて外部監査人は、「交付金を支払うべき行政財産の貸付けが生じている にもかかわらず、交付金額算定に必要な事項を和歌山市に通知することなく交付金の支払 を行っていなかった。また、これに伴って、利用者に求めるべき負担を求めていなかった ため、和歌山市に支払った交付金相当額を利用者から回収できておらず結果として県に多 額の損害が生じている。」とした。
- d また、「交付金は、県から市町村に支払われるものであるが、受益者負担の観点から、本来負担すべき者は行政財産の借主であり、行政財産使用料に上乗せして県が借主から徴収することが妥当であり、過年度の損害については、その損害の回復に努め、二度と再発することのないよう原因を究明し、その結果を踏まえて速やかにその対策をとることが必要である。」と指摘している。
- (イ) その上、ビッグ愛の平成21年度及び平成22年度分の交付金についても、県は、使用者の使用料に上乗せして徴収せず、全額、県の負担で支払っており、県に損害を生じさせている。
- (ウ) それゆえ、県に生じている上記交付金相当損害金は、ビッグ愛の使用者らに賦課して徴収 すべきところ、これを怠り県に損害を被らせたことに他ならず、違法・不当に賦課・徴収を 懈怠した。
- (エ) したがって、平成15年度から平成22年度までにおける各年度の知事は、知事当時の各年度の交付金相当金について、賠償すべき責めを負う。
- ウ 違法・不当な財産管理の懈怠
- (ア) 上述したとおり県は、県の負担で支払った平成15年度から平成22年度までの交付金相当の損害を被っている。この点、上記外部監査人は、過年度の損害についても「その損害の回復に努め」るべきであるとしているが、県はいまだに何の回復措置も講じていない。
- (4) このことについて請求人らは、請求人らが所属する市民オンブズマンわかやまにおいて、4 月 27 日、仁坂知事に対し、県が被っている本件損害金について、どのように回復されるの かなどを問う公開質問を行った。
- (ウ) 仁坂知事から、上記公開質問に対する回答が5月14日にあったものの、質問事項に対応する形での回答がなされていず、どれが、損害の回復に関する回答に該当するのかは定かではないが、「ビッグ愛は、平成10年12月2日から供用を開始し、行政財産の使用者からは、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号。以下「使用料条例」という。)別表第1に基づき、適正に行政財産使用料を徴収しております。」とする記述が該当すると思料できる。このような回答からすれば、県が被っている損害を回復させることについての誠意も意思もないものと解す以外にない。
- (エ) また、回答は、ビッグ愛以外の同様交付金の交付漏れ状況について、「現在、全庁的な調査を実施しているところであり、調査結果につきましては、まとまり次第お示しいたします。」としていたが、いまだ、その結果の回答もなく不誠実極まりない。
- (オ) それゆえ、県は、県が被っている上記損害を回復させるための賠償請求を何の理由もなく 
  怠っていることは明らかである。
- (カ) したがって、仁坂知事は、違法・不当に財産の管理を懈怠しており、その全額について賠償すべき責めを負う。
- (3) 結論

よって、監査委員に対し、請求の趣旨記載の勧告を求め、自治法第 242 条第 1 項に基づき、別 紙事実証明を添付の上、請求する。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求 に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求め る。

(4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

ア 本件監査請求は、公認会計士和中修二・県包括外部監査人の監査により明らかになった事実 に基づく住民監査請求である。

イ それゆえ、外部監査人による監査が適任であり、公正な監査が期待できる。

ウ よって、個別外部監査契約に基づく監査を求める次第である。

## 第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成22年8月18日に受理を決定した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件事案は 監査委員では判断できない高度な専門知識を必要とする事案とは認められず、外部監査人による監 査の必要はないと判断した。

#### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

県知事が交付金相当額を行政財産の使用料に上乗せしてビッグ愛の使用者から徴収していないことは、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実に該当するのか、また、賦課・徴収することを懈怠した当時の責任者らに損害賠償請求を行っていないことは、同条同項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

教育委員会事務局及び総務部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、平成 22 年 8 月 27 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第 7 項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、条例改正をして交付金相当額を平成 23 年度分から施設使用料に上乗せするという教育委員会の見解等が掲載された新聞記事が証拠書類として提出されるとともに、住民監査請求書に補足して、県の失念による交付金の遺漏及び県の損害等について陳述があった。

## 第5 監査の結果

#### 1 主文

県知事が交付金相当額を行政財産の使用料に上乗せしてビッグ愛の使用者から徴収していないこと及び当時の責任者らに損害賠償請求を行っていないことは、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実には該当しない。したがって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情 聴取等から次の事項について確認した。

(1) ビッグ愛の概要

「健康ふれ愛和歌山計画(平成4年策定)」に基づき平成10年に設置され、現在、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)に基づき、県民の健康及び福祉の増進、県民の体力の向上並びに世代や分野を超えた多様な交流の促進を図り、もって県民一人一人の生きがいづくりの推進といきいきとした地域社会の形成に資するものとして設置され、教育委員会所管のもと指定管理者により管理されている。

#### (2) 交付金の交付

#### ア 交付金制度の概要

国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)により固定資産税が課されない国、 地方公共団体等が所有する固定資産のうち、使用の実態が一般の固定資産と同様であるものに ついて、負担の衡平及び地方財源の充実を図る見地から、固定資産相当額の負担を求める制度である。

県は、毎年度、前年3月31日現在の交付金の客体となる固定資産の台帳価格等を前年11月30日までに所在市町村に通知を行い、当該市町村から送付される交付金交付請求書に基づいて6月30日までに交付金を交付する。

#### イ 交付金の客体から除外される固定資産

昭和31年6月20日付け自丙市発第44号自治庁総務部長通達(以下「昭和31年自治庁通達」という。)によれば、地方公共団体が専ら公用又は公共の用に供するものとして設置し、現に自らこれらの用に供している庁舎、病院、労働会館、婦人会館、教育会館、消防会館等の家屋の一部を次のとおり貸付け等している場合は、交付金の客体から除外することが適当とされている。

- (ア) 食堂、売店等として貸し付け、又は使用させている場合で、それが当該固定資産の公用又は公共用資産としての効用を高め、当該固定資産が全体として公用又は公共の用に供するものと認められる場合
- (4) 管理人、運転手等の宿泊の用に供するため使用させている場合
- (ウ) 市長会、町村会、消防協会その他当該地方公共団体の事務、事業等の遂行に密接な関連を 有する各種公益団体にその事務室等として利用するため貸し付け、又は使用させている場合 ウ 交付金の支出

財団法人和歌山県人権啓発センター、社団法人和歌山人権研究所(平成20年7月31日退去)、和歌山県精神病院協会、和歌山県老人保健施設協会、財団法人和歌山県社会保険協会、社会福祉法人和歌山県諸生会支部和歌山県済生会、社団法人和歌山県病院協会、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会、社会福祉法人和歌山県共同募金会、和歌山県民生委員児童委員協議会、財団法人和歌山県老人クラブ連合会、和歌山県婦人団体連絡協議会、NPO法人和歌山県介護支援専門員協会、財団法人和歌山県スポーツ振興財団及び株式会社丸和の合計14団体1企業に事務所、ホテル、レストラン、共同会議室及び共同書庫として使用を許可した床面積3,823.20㎡(平成22年度分は13団体1企業の床面積3,723.20㎡)に係る固定資産を交付金の客体とし、次表のとおり和歌山市に支出した。

٦.	VIX. CTO / TRACE IN CORRESPONDED TO				
	年度	金額	支出日		
	平成15年度	23, 524, 700			
	平成16年度	23, 206, 700			
	平成17年度	22, 884, 300	平成20年6月30日		
	平成18年度	22, 550, 700	(6年分の合計136,761,500円)		
	平成19年度	22, 321, 100			
	平成20年度	22, 274, 000			
	平成21年度	21, 357, 100	平成21年6月30日		
	平成22年度	20, 364, 800	平成22年6月30日		
	計	178, 483, 400			

## (3) 交付金の客体とした行政財産の使用料の徴収

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとする自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、1 年ごとにビッグ愛各室の使用を許可するとともに、使用料条例別表第 1 第 33 項に規定する行政財産の使用料として、年 1 ㎡当たり事務室使用の場合は 6,340 円、食堂売店使用の場合は 7,920 円、倉庫物置使用の場合は 3,960 円(いずれも消費税分を除く。)を徴収している。

- 3 監査対象機関(教育委員会事務局及び総務部)の主張
- (1) 交付金相当額の行政財産使用料への上乗せについて

行政財産に使用許可を与えた場合の使用料は、自治法第 225 条の規定に基づき「徴収することができる」とされ、同法第 228 条の規定により条例に委ねられている。

使用料の水準については、「当該行政財産又は公の施設等に必要な経費を上限とし、利用者に とって過大な負担を強いることがなく、一方では安くしすぎれば税等の一般財源により穴埋めせ ざるを得ないため、使用者・非使用者の公平に留意し設定することが望ましい」とされ、地方公 共団体の裁量に委ねられているところである。

なお、本県における条例では、交付金の有無にかかわらず、同一の料金設定としているが、47 都道府県中、本県と同様に交付金の有無にかかわらず行政財産使用料に交付金相当額を上乗せしていない団体は37、交付金相当額を上乗せしている団体は10と、実態としても使用料の額は地方公共団体の裁量に委ねられているところである。

これらを総合的に判断すれば、行政財産使用料へ交付金相当額を上乗せしていないことは、行政の裁量の範囲であってその逸脱や濫用にはあたらないものと考える。

## (2) 本来各年度に支払うべき交付金を失念していたとの請求人の主張について

ビッグ愛に使用許可を受け入居している団体等は、本施設の目的とする施策の推進に密接な関係を持つ公益団体、施設利用者用のレストラン、研修・講習・人間ドック健診等で宿泊を要する者のための宿泊施設等で、施設設置目的に沿ったものであり、交付金の対象外と考えていたものである。

しかしながら、平成 19 年度に和歌山市から、固定資産の一部に交付金の対象となるものがあるにもかかわらず市への通知漏れがあるのではないかとの連絡を受け、入居団体の県との事務事業の関連性について検討を行った結果、その関連性を勘案し、交付金対象客体と判断したものがあり、これらについて平成 15 年度まで遡及して交付金を交付したものである。

## (3) 包括外部監査結果報告書における指摘について

条例に基づいて使用料を徴収しているものであり、県に損害を与えるものではないと判断している。

なお、本指摘がなされたのは、使用料に対する県の考え方について説明が不十分であったためであると反省している。

#### (4) 新聞記事について

「県は、条例改正をして交付金相当額を来年度から施設使用料に上乗せする方針」、「本来受益者が負担すべき交付金を県民の税金で負担した形になり大変申し訳ない」と、新聞に取り上げられたことについては、あくまでも個人的見解であり、あたかも県の公式見解であるかのように受け止められたことについては反省をしている。

使用料の額の改定については、来年度から交付金相当額を施設使用料に上乗せするという決定を行った訳ではなく、行政財産使用料へ交付金相当額を上乗せするかどうかは行政の裁量の範囲であると考えている。

### 第6 監査委員の判断

本件請求について、請求人は平成 21 年度包括外部監査結果報告書における外部監査人の指摘を根拠にして特に次の点を主張している。

交付金相当額をビッグ愛の使用者の使用料に上乗せして徴収せず、全額、県の負担で支払ったことにより、県に損害を生じさせており、違法・不当に賦課・徴収を懈怠している。また、当時の責任者らに県が被っている損害を回復させるための賠償請求を何の理由もなく怠っている。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

行政財産を県以外の者に貸し付ける場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用者の 公益性等を勘案の上、使用許可を与えて使用させることとなっている。

また、行政財産の使用料の額については、普通財産の貸付けの場合と異なり、その公益性等を考慮し、別途条例で一律に定めており、交付金の支出の有無にかかわらず、使用目的ごとに同一料金としており、各施設に要する経費等を個々に積み上げたものではない。

交付金相当額をどの程度入居者に負担させるかについては、使用者の公益性等を勘案の上、使用 許可を与えているという点に鑑み、知事の政策的判断に委ねるべきものである。

したがって、交付金相当額をビッグ愛の使用料に上乗せしていないからといって、直ちに県が損害を受けているとは認められず、ビッグ愛の使用者に社会通念上認められないほどの便益を与えているとも考えられない。

#### 第7 監査委員の意見

交付金の客体としたビッグ愛の一部に、県の事務、事業等の遂行に密接な関連を有する公益団体 が使用しているものがあると思料するので、昭和31年自治庁通達に基づき、交付金の客体からの除 外の可否等について県において再度精査すべきであると考える。